

技能検定についてよくある質問

*一般検定についてのよくある質問です。

基礎級・随時級の検定については、外国人技能評価課（TEL:045-633-5423）へお問い合わせください。

令和4年度版

区分	NO	質問	回答
全 般	1	技能検定は国家検定ですか？	技能検定は「働く人々の有する技能を一定の基準により検定し、国として証明する国家検定制度」です。技能検定は、技能に対する社会一般の評価を高め、働く人々の技能と地位の向上を図ることを目的として、職業能力開発促進法に基づき実施されています。
	2	技能検定を受検したいのですが？	技能検定は、国及び都道府県の公示に基づき、年2回（前期・後期）実施しておりますが、年2回同じ職種（作業）の技能検定は実施しておりません（一部除く）。 受検を希望している職種が前期・後期のどちらで実施しているか確認し、各期の受付期間中に受検申請を行ってください。 なお、職種（作業）によっては、受検者数制限が設定されている場合があります。
	3	受検者数制限とはどのようなことですか？	実技試験（製作等作業試験・判断等試験）実施の際、職種（作業）によっては、設備、器具、材料調達などから受検者数の制限をせざるを得ない職種があります。 個人受検者は、その所属事業所で実施されない場合、他の協力団体による受検者受入れがあれば、受検が可能です。受入れが無い場合は、やむを得ず、受検者数制限を行う場合があります。
	4	受検案内及び受検申請書が欲しいのですが？	・受検案内は当協会ホームページからダウンロードできます（PDFファイル）。 ・受検申請書は、ホームページでは入手できません。受検案内、受検申請書は概ね受付開始の1ヶ月前から当協会及び県関連機関で配布します。 郵送での取り寄せを希望される方は、当協会ホームページから申請書取寄せ申込書をダウンロードし、必要事項を記入の上、郵便切手を添えて当協会へ送付してください。送料着払い（ヤマト運輸：830円～）も可能です。
	5	受検申請書を取りに行きたいので、営業時間を教えてください。	平日の午前8時30分から午後5時15分（正午から午後1時00分を除く）までです。土・日曜・祝日はお休みです。
	6	技能検定の受検対策講習会はありますか？	当協会では技能検定試験に係る「受検対策講座」等は、試験の公平さを確保する観点から、開講しておりません。

区分	NO	質問	回答
全般	7	試験の実施日はいつですか？	当協会ホームページの「技能検定試験について」の項目をご覧ください。また、パンフレット「技能検定の受検案内」をご覧ください。
資格	8	免除資格について教えてください。	パンフレット「技能検定の受検案内」をご覧ください。詳細については、当協会までお問い合わせください。
	9	実務経験の年数は、どのように数えればよいのか教えてください。	各期(前期・後期)の申請受付期間の最終日現在の、検定職種に関する実務経験年数となります。
	10	一部合格(学科試験もしくは実技試験を合格)しているが、有効期限はありますか？	特級のみ、実技試験・学科試験において、それぞれ5年間の期限があります。その他の級は、有効期限はありません。
申請	11	申請内容(受検職種、作業、級)を変更できますか？	申請受理後は申請内容について、一切の変更はできません。(苗字・住所・電話番号の変更は除く)
	12	試験会場はどこですか？	受検申請後、当協会が郵送する受検票にて通知します。
	13	受検申請後に引っ越しの予定がありますが、どのような手続きを行えばよいですか？	引っ越し先の住所が決まりましたら、受検案内17ページの「申請内容変更届」を速やかに提出してください。
	14	受検申請したが、都合が悪くなったためキャンセルできますか？ 次年度以降に振替できますか？	天災により試験を実施しない場合など、明白な理由を除き、受検手数料は返金いたしません。 また、次年度以降への振替もできません。
	15	どのように実務経験を証明すればよいですか？	実務経験は、受検申請者による自己申告であり、実務経験証明書等は必要ありません。ただし、2級及び3級実技試験受検手数料の減免を受ける方は、雇用保険被保険者証等の写しを添付してください。 なお、受検審査の結果、虚偽の申請が判明した場合は、受理できません。
	16	一部合格(学科試験もしくは実技試験を合格)しているのですが？	実技試験、学科試験の免除を申請する場合は、証明書類を添付してください。なお、確認後、証明書類はお返しします。
	17	パートタイム・アルバイトは実務経験に入りますか？	1週間の勤務日数が5日以上で、常勤の労働者と同等であれば、実務経験として認められます。
	18	証明書類の苗字が、現在の苗字とは違う場合はどうすればよいですか？	苗字の変更がわかる公的証明書を添付してください。

区分	NO	質 問	回 答
申 請	19	一部合格(学科試験もしくは実技試験を合格)しているが、合格通知書を紛失してしまいました。	<p>個人申請の方…当協会において照会します。免除を申請する場合には、必ず事前に当協会 技能検定部へお問い合わせください。</p> <p>事業所等で取りまとめて申請の方…所属事業所等の検定担当者にお問い合わせください。</p> <p>合格通知書の再発行は致しかねます。</p> <p>なお、技能士コースの修了証書、技能照査等については、発行元に直接お問い合わせください。</p>
一 括 申 請	20	受検希望者が複数いるので、まとめて申請したいのですが？	複数の受検者を取りまとめて申請する「一括申請」があります。申請明細書に必要事項を記入の上、受検申請書と共に提出してください。申請明細書の様式は、当協会ホームページに掲載しています。
	21	一括申請を行ったが、受検手数料の支払いは銀行振込にしたいのですが？	一括申請の場合、銀行振込による支払いも可能です。受付受理後、振込依頼書を送付します。振込み依頼書に記載された期日までお振り込みください。なお、振込み手数料はお客様負担となります。
試 験 全 般	22	実技試験の合否基準はどのようになっていますか？	100点の配点に対して60点以上で合格となります。ただし、製作等作業試験、判断等試験および計画立案等作業試験のうち、2種類以上の試験を行う職種(作業)にあつては、各試験の得点数がそれぞれの合否基準を満たす必要があります。また、製作等作業試験が複数の課題からなり、個々の課題に合否基準が定められている職種(作業)について、個々の課題の得点数がそれぞれの合否基準点に達している必要があります。
	23	学科試験の合否基準はどのようになっていますか？	問題数の65パーセント以上を正答で合格となります。
	24	参考書はありますか？	中央職業能力開発協会図書センター(TEL:03-3603-8373)が販売しています。
	25	過去問題はありますか？	<p>前年度分の試験問題・解答を中央職業能力開発協会の技能検定試験問題公開サイトで公開しています。なお、著作権の関係から閲覧のみで、印刷・ダウンロードはできない仕様となっております。</p> <p>(https://www.kentei.javada.or.jp/)</p> <p>また、当協会において、前年度分の試験問題のコピーを販売しております。(学科または実技の一方:1部300円、学科・実技のセット:1部500円)。当協会ホームページに掲載している申込書に必要事項を記入の上、お申込みください。</p>

実技試験	26	自社で実技試験を実施できますか？	<p>実技試験の運営方法として、当協会と協力協定を締結し、団体及び事業所が試験を実施する「協力協定方式」があります。専門的な技能・技術または学識経験を有する方を「技能検定委員」として推薦していただき、当協会の非常勤職員として委嘱し、実技試験にかかわる業務を実施していただきます。</p> <p>詳細については、まずは当協会技能検定部までお問い合わせください。</p>
区分	NO	質 問	回 答
その他	27	技能検定合格証書を紛失してしまったのですが、再発行するにはどのような手続きが必要でしょうか？	<p>受検した都道府県庁の担当部署にお問い合わせください。神奈川県の場合は、神奈川県産業労働局労働部産業人材課技能振興グループ(TEL:045-210-5720)です。</p>
	28	技能士手帳・技能士カードを作りたいのですが？	<p>下記より申込書をダウンロードし、必要事項を記入、合格証書のコピー及び手数料を添えて、神奈川県技能士会連合会へ現金書留でお申込みください。詳しくは、神奈川県技能士会連合会(TEL:045-633-5417)へお問い合わせください。https://www.kan-nokaikyo.or.jp/download.php</p>